令和3年度第2回定例会

千歳市議会会議録

第6日目（令和3年7月9日）

△北山敬太議員の一般質問

○山崎議長　12番、北山議員。

◆12番北山議員　ちとせの未来を創る会、北山敬太でございます。

さきの選挙で御信任をいただきまして、三たび議題の壇上に立たせていただくことになりました。

千歳市は、先日公表された本当に住みやすい街大賞2021in北海道において、道内で第7位に選ばれました。

私は、自分の生まれ故郷でもあるこの千歳市を、名実ともに北海道で一番活力のある町にしたい、どこよりも文化の薫る町にしたい、一度町を離れた出身者にも帰りたいと思ってもらえる町に、そして、縁あって千歳に転居されてきた方にも来訪者にもホスピタリティーを感じてもらえる町にしたい、いじめや差別、偏見のない寛容さにあふれた町にしたい、私が子供のときにそうだったように、地域がしっかりと互いを支え合い、子供を育み、高齢者をいたわる環境を未来にもつなぎたい、そのような様々な理想を夢見て、6年間、議員活動を続けてまいりました。

これからも初志を貫き、いつか北海道で一番住みやすく、一番市民に開かれた町と評価される日が来ることを信じて、しっかりと責務を果たしてまいる所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

大項目1、新型コロナウイルス対策について、中項目1、ワクチン接種の在り方をお尋ねします。

市民活動も経済団体なども、ワクチンの接種率をめどに活動再開時期を模索しているところが多く、現在の新型コロナウイルスによる経済ダメージを回復するには、何といってもワクチン接種率を上げて、一日も早く集団免疫をつけるしか手だてがないと誰もが考えるところであります。

そのような観点から、去る6月21日に私の所属するちとせの未来を創る会といたしましても、4項目にわたる新型コロナウイルスワクチン接種体制に係る緊急要望書を急遽作成し、山口市長にお渡しさせていただきました。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問をされた複数の議員の答弁の中で、要望書においてお願いをした多くの項目について、既に迅速に御対応いただいたことを知り、山口市長には会派を代表して、心から感謝を申し上げます。

それでは、ワクチン接種促進に関する要望内容に関連して、その後の経過などについて、不明な点のみ確認させていただきたいと思います。

我々が要望書を提出させいていただいた2日後の6月23日に、国は、企業などによる職域接種と自治体による大規模接種について、使用するモデルナのワクチンが1日当たりのワクチン配送

の限界量を超え、かつ企業や大学などから申請のあった職域接種と大規模接種の申請件数が9月末までに確保した5,000万回分を超えて供給不足に陥る可能性があるとして、申請の受付を一時停止すると発表しました。

当初は、職域接種と大規模接種に限った問題かと思っておりましたが、その後、今月に入り、個人接種用のファイザー社のワクチンの供給量も減り、新規どころか既に予約を受け付けた接種希望者のキャンセルを行う自治体も出始めたとの報道がなされました。

その理由については、ワクチンは十分に供給されているにもかかわらず、自治体によって在庫にばらつきがあるとか、自治体の接種実績の入力が滞っているために、在庫があると判断され、国からワクチンが回ってこないなど、様々な見立てがあるため、我々も本当に国は必要数のワクチンを確保しているのだろうかと疑心暗鬼にならざるを得ない状況です。

山口市長は、さきの答弁で、今月10日から新千歳空港国際線ターミナル内でワクチンの集団接種会場を開設すること、また、17日からは千歳タウンプラザ内に同様に会場を設置し、65歳以上の接種希望者については今月中に、また、その他の接種対象者についても11月末には接種が完了できる見込みであると示されましたが、昨日の今野議員の質問に対する答弁では、9月以降のワクチンの供給については、スケジュールが国から示されていないとのお話でした。

11月末の接種完了見込みは、順調にワクチン供給が継続された場合の見込みと考えますが、この供給スケジュールに遅延が生じることは想定されていないのでしょうか。また、仮に今後ワクチンの供給に遅延が生じることがあった場合、今月5日から受け付けている65歳未満の市民の接種予約がキャンセルされるなどの混乱が生ずる可能性はないのか、御所見を伺います。

2点目、新型コロナウイルスワクチンの予防効果については、半年から1年程度は続くのではないかと言われておりますが、今後、変異株の流行や個人差などもあり、年明けには最初に接種を行った80代を中心に、ワクチンの予防効果が切れ始める方も出てくるのではないかと思われます。そうなると、今後も特効薬が普及するまでは、何度もワクチン接種を繰り返さなければならない可能性があるものと思いますが、御所見を伺います。

3点目、仮に千歳市の接種が順調に推移したとしても、広範に人の出入りや移動が行われ、自由な経済活動が回復することを前提とすれば、当市だけでなく、近隣自治体とも同様の進捗でワクチン接種率の平準化がなされるのかが気になるところです。

この点について、北海道や市長会などと連携した取組や情報交換などは行われているのかどうか、お示しください。

4点目、クラスター防止のためには、やはり学校、幼・保育従事者、介護従事者など、多人数を収容する施設の事業従事者、いわゆるエッセンシャルワーカーに優先してワクチン接種を受けていただくことが非常に重要と考え、要望書にも加えさせていただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いします。

また、保育士など、一部の方には、職域接種を実施する上での希望調査が行われたと聞きましたが、接種を希望しない方へのプライバシー配慮についてはどのような手続を踏んでいるのか、お伺いします。

５点目、さきに私どもから提出させていただいた要望書では、自衛官に対するワクチンの職域接種について、早急に国に対して働きかけるよう、同様にお願いしたところであります。

その際の回答では、５月３１日付で山口市長が会長を務める北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会から、また、６月２日付で北海道に事務局を構える北海道自衛隊協力会連合会から、既に防衛省に対して要望済みであるとお聞きしました。

ただし、それらの要望に対して、防衛省側からは、東京や大阪で大規模接種センターの運営に医官を取られているため、現状では困難との返答であったともお聞きしました。

一昨日の岩満議員の質問に対する山口市長の答弁の中で、自衛官に対する職域接種の実施については、陸上自衛隊東千歳駐屯地及び航空自衛隊千歳基地では既に申請済みで、北千歳駐屯地についても自衛隊札幌病院での接種が検討されているとのお話がありましたが、この短期間の間にどのような状況の変化があったのか、参考までにお尋ねをいたします。

次に、中項目２、オリンピックなどへの対応をお尋ねします。

６月１９日にオリンピックの事前合宿を行うために来日したウガンダのオリンピック代表選手団９名のうち１名が、成田空港の検疫で新型コロナウイルス陽性者と確認され、国の施設に隔離された後、残り８名がホストタウンの大阪府泉佐野市まで移動した後、１名が陽性確認、残る７名も濃厚接触者に指定されるという事態が起きました。

一時は官房長官が、ホストタウンの受入れ責任者が責任を持って保健所と連携し、濃厚接触者に関する調査をするなどの発表を行ったため、多くの受入れ自治体にも混乱が生じ、政府に対して国民からも批判の声が上がりました。

また、今月になって来日したセルビア選手団５人のうちの１人が、羽田空港の検疫で新型コロナウイルス陽性と判明していたことも明らかになり、再び動揺が広がったところでもあります。

道内では、札幌大通公園を会場として、８月５日、６日に開催される男女競歩、また、８月７日、８日に開催される男女マラソンが注目を集めていますが、今月の２１日から２８日まで札幌ドームで男女サッカーの一次ラウンドが計１０試合開催されることは、いま一つ注目されていないのではないかと思います。

この組合せを見ますと、先行して始まる女子は、日本、チリ、英国、カナダの4か国、男子は、エジプト、スペイン、アルゼンチン、オーストラリア、ルーマニア、ニュージーランド、南アフリカ、メキシコの8か国と、およそ人が住む世界５大陸の全ての地域が含まれております。

これだけの国の選手と随行する関係者、また、仮にこれらの試合を観戦する観客が全国から集まり、新千歳空港を起点として札幌周辺に滞在するとなると、様々な懸念が思い浮かびます。

今朝の報道では、東京都を含む１都３県ではオリンピックの各種競技は無観客開催とするとのことであり、北海道はまだ検討中ながら、鈴木知事も札幌市内で行われる競技の無観客開催を要請しているとのことでありますので、今回は世界から集まるオリンピック代表選手とその随行関係者の動きに絞って幾つかお尋ねをいたします。

１点目、オリンピック代表選手は、全員、選手村に滞在することになると聞いてはおりますが、選手村の場所及び大会会場との移動方法などについては把握されているでしょうか。

また、選手以外の大会関係者が千歳市内に宿泊する可能性はあるのでしょうか。

２点目、隣接する恵庭市がグアテマラのホストタウンとなっておりますが、その関係者が千歳市内を往来する可能性並びに千歳市民との接触機会はあるのでしょうか。

３点目、オリンピックサッカー一次ラウンドの開催期間中である７月２５日から２８日にかけて、世界的クラブチームの名門FCバルセロナがサッカーエリートの選抜のため、隣接する長沼町でバルサアカデミーサマーキャンプ２０２１を開くと聞いております。

参加対象者は小学１年生から中学１年生までで、定員は８４名とのことでありますが、先ほども申し上げたように、札幌の一次ラウンドではスペインやアルゼンチンの試合もあるため、FCバルセロナに所属するトップスター選手が顔を出すのではないかとのうわさも上がっております。

もし現実となれば、オリンピックに匹敵する人寄せ効果があるものと考えられますが、こちらの大会における関係者の千歳滞在の可能性についても、情報があればお伺いをいたします。

４点目、これらの国際的イベントによって、この時期に世界からの来訪者が短期間に多数訪れることに対して、空港所在地の市長として懸念や心構えなどがありましたら、お聞かせください。

中項目３、経済対策などに移ります。

さきの新聞報道によりますと、道内7空港を運営する北海道エアポートが、２０２１年３月期決算で２６１億円の純損失を計上し、来年同期も約３００億円の純損失を予想するとともに、当面、航空需要の回復は見込めないとの経営見通しが載っておりました。

一方で、昨年度の国の税収は６０兆８,２１６億円となり、前の年度よりも約２兆４,０００億円増え、過去最高を更新したとのことであります。

新型コロナウイルスによる企業業績の悪化や個人消費の低迷を受け、財務省は昨年１２月時点で税収を５５兆円と見込んでいましたが、実際には5兆円も上振れしたとのことであります。

その要因としては、中国やアメリカの景気回復によって自動車などの輸出が増えたことや、巣籠もり需要の増加、消費税率を１０％に引き上げた効果から、消費税の税収は初めて２０兆円を超え、所得税を抜いて最大の税目となったとのことであります。

このように、歳入という観点で、当市のこれからの経済動向を見ますと、このように悲観的ニュースと楽観的ニュースが交錯する状況にあり、なお予断を許さないところであります。

今後の財政見通しについては、次回以降の質問機会に譲りますが、もともとオリンピック開催後には日本の景気動向も下振れするとの予測もあり、個人的には当市を取り巻く財政状況もなお厳しさを増していく可能性が高いものと推察いたします。

そこで、１点目としてお聞きしたいのは、現在ある約３３億７,０００万円の財政調整基金をどのように活用していくのかという点です。

個人的には、今後、市税の収納率などを勘案しながら、できるだけ基金の取崩しは差し控えるべきではないかと思料するところでありますが、現時点での基金の活用について、基本的なスタンスをお伺いいたします。

２点目、今後、第４回以降の補正予算で考え得る純粋な市独自の経済活性化施策があるとすれば、どういうメニューが想定されるか、条件と方向性について、考え得る範囲でお示しください。

大項目2、指定管理者制度について、中項目1、公募のプロセスと見直し等。

これまで、指定管理者制度については、平成28年の第4回定例会、平成31年の予算特別委員会においても質疑を行っておりますが、指定期間が2巡、3巡する中で、特定の事業者が繰り返し選定され、制度が形骸化していることを指摘させていただきました。

今回の質問に当たり、改めて令和元年度から2年度に選定時期を迎えた公共施設の資料要求を行いましたが、この間、公募された5施設の応募状況を見ますと、2年前の質疑の際に私が予想したとおり、その全てがやはり1者のみの応募で、結局、従前と同じ事業者が選定されております。

指定管理者程度につきましては、民間事業者などが有するノウハウを活用して、コスト削減と住民サービスの向上を図っていくことを目的として、当市では平成18年に導入された制度であります。

当初は、公共施設の理想的なアウトソーシング手法として注目され、全国の自治体がこぞって導入をしました。

民間事業者の側も、一般競争入札とは違い、プロポーザル方式で利幅が稼げるとの思惑から、興味を示すところが多かったものの、指定管理者の裁量が多い分、応募に際して手間もかかり、また、コスト削減の部分ばかりが注目され、官製ワーキングプアの温床とも言われるなど、デメリットも徐々に明らかになってまいりました。

当市の事例を見ても、管理運営委託と実質的に大差がないと感じる施設もあり、全国的にも一部を指定管理者から直営に戻す自治体もあるようです。

私は、これまで、指定管理者の公募に際して、いかに手を挙げる事業者が増えるかというところばかりに注目をしてまいりましたが、ここに来て、施設の性格上、指定管理者制度に向いている施設と向いていない施設があるのではないかと感じるようになりました。

また、新型コロナウイルスによる減収減益などのリスクを考慮すると、今後は、公募時期に1社も手が挙がらないケースが出てくるのではないかと懸念するところです。

それらを踏まえてお伺いをいたします。

1点目、現在のところ、新型コロナウイルスの影響により、市が損失を補填したケースは、今回の補正予算で上がった道の駅だけと聞いておりますが、今後の公募に際して、応募事業者の皆減あるいは指定管理料の増大などのリスク回避について、どのように備えておられるのでしょうか。

2点目、これまでの状況を見ますと、導入から16年が経過し、制度のメリット、デメリットもあらかた見えてきたものと感じますが、本制度を継続する意義について、改めて伺います。

3点目、これまで、当市の指定管理者制度の推移を見てきた感想として、複数の応募がなく、同じ指定管理者が3巡しているような施設、あるいは、施設の運用やサービスの改善が見られないなど、指定管理者制度のメリットを供出できていないと判断される施設については、一度、市民行政アセスなどの評価を経てから、シンプルな管理委託契約に変更するなどの見直しを図ることも必要なのではないかと考えるところです。

いずれにしても、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、指定管理者制度全体の意義と必要性について、いま一度メスを入れるべき時期に来ていると思いますが、御所見をお伺いいたします。

中項目2、サウンディング型市場調査。

2年前の予算特別委員会における質疑の際に、応募企業を増やすための一助としてサウンディング型市場調査の導入を提案させていただきました。

サウンディング型市場調査は、事前に事業内容や事業スキームに関して、直接の対話により、民間事業者の意見や新たな提案を把握し、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とする手法で、公募をかける前の検討段階で、広く行政側から公募に当たっての情報提供をすることにより、民間事業者の参入意欲の向上を期待するものです。

前回の質疑では、サウンディング型市場調査の効果については、懐疑的ながらも検証してみたいとの御答弁をいただきましたが、1点目として、この間の検討経過についてお聞きをいたします。

2点目、今後も指定管理者制度を維持したほうが住民サービスの質の向上につながると考えるのであれば、やはり応募者の増加を促す取組が不可欠だと考えます。

そのためには、仕様書を極力シンプルにして、民間事業者側の独自性とアイデアを引き出すことに、やはり一度は取り組んでみるべきだと思いますが、改めてサウンディング型市場調査を導入する意欲について確認をいたします。

大項目3、交通安全指導について、中項目1、交通安全指導員の配置。

昨年秋頃より、日の出大通から末広高台通に接続する坂道のY字路の横断歩道に立哨していた交通指導員がいなくなったと地域の方々からお知らせをいただきました。

早速、市民生活課に確認したところ、高台小学校専属の交通指導員が新たに配置されたことから、教頭先生と相談し、火曜と木曜の週2回、当該箇所にて登校時のみ立哨指導を行っていますとのことでありました。

当地は信号のない横断歩道であり、末広及び花園地区から高台小学校に通う児童の通学路となっているところであります。

この横断歩道に関しては、末広高台通のセイコーマート側から日の出大通へ向かう下り側には一時停止があるものの、きちんと停止しない車両やウインカーを出さないで通行する車両もあることから、時折、警察が取締りを行っております。

また、逆に、日の出大通側から末広高台通に向かう場合には、一時停止がなく、道路と並行して歩く児童の挙動がつかみづらいなどの指摘もあることから、通学路上の危険箇所として、かなり以前から地域または高台小学校児童の保護者より、信号機の設置を要望してきている箇所でもあります。

この点を踏まえて、今回の交通指導員の配置変更が行われた理由などについて幾つかお伺いをいたします。

1点目、今、申し上げたような交通事情や信号機設置を求める地域要望の経過などをわきまえた上で、今回の指導員の配置変更がなされたものであるのか、市の認識と見解をお聞きします。

2点目、現在のような週2回の立哨に決定した経過と立哨を行わない日にも児童の登下校の安全が担保できると考えた理由についてお示しください。

3点目、末広、花園地区の各町内会に対しては、交通指導員の配置変更について、事前に打診

がなかったと記憶しておりますが、学校や保護者などとの協議あるいは周知についてはどのような手続を踏んできたのか、お伺いをいたします。

４点目、同じような理由で交通指導員の配置が変更された地点は、ほかにどれくらいあるのでしょうか。また、地域でも高齢化などを理由に新たな見守り隊の配置は難しいことから、一刻も早く交通指導員を元の体制に戻していただきたいと望むところですが、御所見をお伺いいたします。

中項目２、交通公園の安全対策。

花園地区にある交通公園は、例年５月１日から１０月３１日までの半年間、月曜日以外は午前９時から午後５時まで開園しておりますが、現在、来春のリニューアルに向けて整備が進められているものと理解をしております。

工事中ということで、現在は自転車やゴーカートなどの貸出しは行っていないとのことでありますが、開園はしていることから、連日子供たちが多数訪れ、自転車の練習などを楽しんでいる様子がうかがえます。

そのような折ではありますが、ある保護者の方から、川側にあるゴーカートコースに高低差やカーブがついていて、幼児などの利用に際して危険ではないかとの御指摘をいただきました。

私も先月２７日の日曜日に現地を視察してまいりましたが、まん延防止等重点措置期間中ということで、閉園していたにもかかわらず、保護者などの付添いの下、数人の幼児や低学年のお子さんが園内で自転車の練習をしていました。

早速、現地を拝見しましたが、確かにゴーカートコースの部分を見ると、部分的に数十センチメートルの高低差やカーブの線形が連なるコースとなっており、舗装路の脇には立ち木などもあるため、自転車に乗った幼児などが転んだ場合には、勢いよく頭を打つ危険性なども考えられると感じたところです。

恐らく、ゴーカートコースということもあり、自転車での走行は想定していないのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、閉園時でも出入りが簡単な造りのため、監視の行き届かないところでコースに入り込む可能性は否定できません。

そこで、交通公園の運営に関して、４点ほどお伺いをいたします。

まず、１点目、このゴーカートコースにあえてカーブや起伏をつけた設計とした理由は何でしょうか。

また、これまでに、この区間でけがをしたお子さんなどはいなかったでしょうか。

２点目、現在、幼児や児童などの交通公園の利用に当たって、自転車の練習に来ているすなわち操縦が未熟かつ不安定な子供が多く利用するという観点から、例えばゴーカートコースへの自転車での侵入を禁止する、ヘルメットの着用や保護者の付き添いを義務づけるなど、何らかの安全対策を講じているでしょうか。

３点目、昨今流行している電動キックボードなど、子供などと接触すると危険な乗り物を園内に侵入させないような手だては講じられないでしょうか。

４点目、ゴーカートコースについて、仮に自転車などが侵入しても、コース外に逸脱しないよう、周路に縁石や防護柵を設置するなどの安全策を講ずるお考えはないでしょうか。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。
○山崎議長　10分間休憩いたします。
（午後1時33分休憩）

（午後1時43分再開）
○山崎議長　再開いたします。
◎山口市長　ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。
初めに、新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種の在り方についてでありますが、初めに、ワクチン供給の遅延についてお答えいたします。
接種完了時期につきましては、8月の供給が13箱との見通しが示されたところであり、現在示されていない9月の供給量に不足が生じる場合は、11月末の完了時期が変更となる可能性があります。
また、ワクチンの供給不足が続いた場合の予約キャンセルが生じるかについてでありますが、既に確保しているワクチン量に応じて予約を受け付けておりますので、一度受けた方の予約をキャンセルすることはありません。
次に、今後、ワクチン接種を繰り返す可能性についてでありますが、ワクチンの効果につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、重症化を予防する効果が期待されております。
一部報道では、イギリスにおいて、さらに免疫を強化する目的で、高齢者や医療従事者などに対し、ブースター接種と呼ばれる3回目の接種が9月にも始まるとされ、国は、3回目接種の必要性やワクチンの効果の持続期間等について検討していく必要があるとの見解を示しておりますので、その動向を注視してまいります。
次に、ワクチン接種率の平準化の取組についてでありますが、全国市長会において、国として集団免疫の獲得に向けた接種率の目安を示すことや、医療従事者が不足している地域において、国は、医師や看護師等の医療従事者の確保、派遣等を図り、広域的な支援策等を強化することなど、高齢者接種の加速化及び高齢者接種以降の進め方等について、7月1日に全国市長会会長が内閣官房長官等と面談の上、要請したところであります。
この要請は、国が示した接種完了期限を達成することを目的として、国に支援要請を行ったものであり、全国の市が協調して期間内に接種を完了することにより、全国的な接種率の平準化を目指しているものであります。
本市におきましても、高齢者については7月末までに、その他市民に対しましては11月末までに接種を完了するよう進めてまいります。
次に、保育士等への優先接種の進捗状況及びプライバシーの保護についてであります。
本市の優先接種につきましては、国で示している医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者に加え、市で独自に、認定こども園、幼稚園、学童クラブ、児童館、障がい児通所施設などで勤務する保育士等や、小学校、中学校、高校、高等支援学校で勤務する教員等に優

先的に接種することを決定しております。
高齢者施設等の従業員の接種状況につきましては、7月13日から予約を受け付けることとしておりますが、一部入所系の高齢者施設等の従業員につきましては、施設の高齢者接種に影響がない場合に限り、入所者と合わせて接種を行うことが認められていることから、5月17日より接種を開始しております。
また、保育士等につきましては7月7日から接種を開始しており、教員等につきましては7月22日から接種を開始することとしております。
プライバシーの保護につきましては、予約を取りまとめる際に、接種は任意であり、接種の強要や差別につながらないよう、施設等に対して文書で配慮していただくことをお願いしております。
次に、自衛隊の職域接種についてであります。
5月31日付で本市を含む北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会から要望を行ったほか、防衛施設周辺整備全国協議会や北海道自衛隊協力会連合会等の各方面から要望があったこと、その後、政府として職域接種の推進方針が示されたことなどを受けて、防衛省では、自衛隊の職域接種の実施に向けて尽力していただいたものと考えております。
その後、6月29日に行われた防衛大臣の記者会見において、自衛隊の職域接種が開始されることが公表されたことから、私たちの要望活動が実ったものと、このように受け止めており、本市の隊員についても早期に接種が行われることを期待しております。
次は、オリンピック等への対応についてでありますが、初めに、来道する海外選手が滞在する選手村や移動方法の情報などについてであります。
大会受入れを行う札幌市及び北海道に確認をしたところ、大会に参加する海外選手、関係者の宿泊施設については、大会組織委員会が管理しており、非公表となっておりますが、宿泊施設と大会会場の移動は常に専用車両で行うとのことであります。
東京2020オリンピックに参加する海外選手、関係者は、入国後、大会組織委員会が示す方針に従い、滞在期間中の移動は、大会公式会場や練習会場など、大会に関する用務先として許可された場所に限定され、買物や観光などの外出は制限されるなど、厳格に行動管理されるものと承知しております。
次に、ホストタウンに滞在する海外選手、関係者についてでありますが、ホストタウンの自治体は、国が示す手引に基づき、ホストタウン受入れマニュアルを作成しております。
国の手引においては、海外選手、関係者の外出は、練習会場や地域住民との交流事業会場など、事前に許可された場所に限定しており、滞在期間中については、このマニュアルに沿って厳格に行動管理されるものと、このように承知をしております。
今回、ホストタウンとなっている恵庭市に確認をしましたところ、滞在期間中における選手、関係者の宿泊、練習会場及び交流事業は恵庭市内での対応を予定していると、このように聞いております。
次に、長沼町で開催されるバルサアカデミーキャンプに係る情報についてでありますが、開催地である長沼町に確認をしたところ、当日はチームコーチによる対応が予定されており、関係者の宿

泊は長沼町内の宿泊施設を予定しているとのことであります。
次に、世界各国からの来訪に対する空港所在地としての考えでありますが、今月から海外選手団の入国が東京を中心に本格化してくる中、国や大会組織委員会による感染予防対策は、様々な対応を経て、より万全なものになっていくと認識しております。
本市としては、引き続き国、北海道及び大会組織委員会からの情報収集に努めるとともに、この大会が成功裏に終えることを願うところであります。
次は、経済対策についてお答えいたします。
初めに、財政調整基金の活用方法と、その基本的な考え方についてであります。
財政調整基金につきましては、災害の発生などによる不測の支出や経済の不況などによる大幅な減少などに備え、長期的視野に立って計画的な財政運営を行うため、決算剰余金などを積み立てている基金であります。
財政調整基金の処分につきましては、本市の基金条例第8条におきまして、地方財政法第4条の4に規定する経費の財源に充てるときと定めておりますが、地方財政法第4条の4につきましては、処分が可能な場合として、一つ、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、一つ、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、また、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときなど、5項目が規定されております。
このように、財政調整基金は、不測の事態に備えて積み立ててきたものでありますが、今般の新型コロナウイルス感染症は、まさに不測の事態であり、市民の生活や事業者の事業継続、雇用の確保などの対策に活用するため、財政的な目途は念頭に置きつつ、スピード感のある、広く漏れない十分な支援対策について、財政調整基金を財源に、これまで数度の補正予算を編成して対策を講じてきたところであります。
財政調整基金の活用につきましては、長期的視点で財政の健全な運営を維持していくため、当初予算や補正予算の編成において、財源不足が生ずる場合に取り崩して充当しているところでありますが、今後につきましても、災害や景気後退など、不測の事態に対応するため、決算剰余金などを財政調整基金へ積み立てるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策や経済対策などが必要になった場合には、市民生活や市内事業者の経済活動を守るため、財政調整基金を活用していく考えであります。
次に、市独自の経済活性化施策についてでありますが、昨年4月からこれまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や市民を対象とした市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染症対応資金、市内事業者緊急給付金給付事業、ちとせ市民応援商品券発行事業、ちとせスーパープレミアム付商品券発行事業、事業継続支援給付金給付事業といった経済対策を切れ目なく行ってきました。
今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、ちとせ割、飲食クーポン券の事業の実施を予定しております。

事業実施の条件や方向性につきましては、感染症の拡大や市内経済の状況を踏まえながら、適宜、必要な対策を講じてまいります。

次は、指定管理者制度についてお答えをいたしますが、初めに、新型コロナウイルス感染症の影響による応募事業者の皆減、指定管理料の増加などのリスク回避についてお答えいたします。

指定管理におけるリスク分担につきましては、各施設の指定管理者募集要項において、市が負担する場合と指定管理者が負担する場合をあらかじめ定めており、令和元年度には平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による指定管理者施設の損失等を踏まえ、募集要領に、不可抗力のこの発生に起因して、指定管理者が損害、損失または増加費用が発生した場合については、合理性の認められる範囲で市が負担する旨の規定を追加したところであります。

このことから、不測の事態における応募事業者の皆減リスクにつきましては、一定程度軽減されているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症のほか、自然災害などの不可抗力による指定管理料の増加につきましては、合理性が認められる範囲で市が負担すべきとの考え方の下、指定管理者と協議を行い、収支決算が赤字の場合、当該赤字額を上限として、指定管理料とは別に補填を行うこととしており、相互のリスク回避が図られているものと認識をしております。

次に、指定管理者制度を継続する意義についてでありますが、指定管理者制度は民間事業者のノウハウを活用した住民サービス向上や経費の節減を目的に導入しているものであり、導入している施設においては、閉館日の開館、開館時間の延長、指定管理者の提案による自主事業の実施や施設の環境整備など、民間事業者ならではの施設運営が行われております。

また、施設を利用する市民へのアンケート調査などのモニタリング結果においても、肯定的な意見が多く、市民の満足度も高いことなどから、制度導入の効果が得られているものと考えております。

次に、指定管理者制度全体の見直しについてでありますが、本市では、平成18年の指定管理者制度の導入以降、その課題に対し、都度、見直しを行ってきたところであります。

主な見直しといたしましては、経費削減と事業計画内容を重視する評価項目と配点の見直し、サービスの向上と地域貢献を重視した配点の見直し、指定管理期間の延長、指定管理者選定委員会への外部委員導入、応募期間の延長、指定管理料上限額の積算における人件費単価の見直しなどであります。

このような制度の見直しを行いながら、柔軟に指定管理者制度を運用しており、モニタリングなどを通じて適切な管理運営がなされていることを確認しているところであります。

今後につきましては、これまでと同様に、各施設の更新時などにおいて、その特性を踏まえた管理運営の在り方について、引き続き検証してまいります。

次に、サウンディング型市場調査の検討経過と導入に向けた考え方について申し上げます。

サウンディング型市場調査は、事業発案段階や事業化段階において、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした手法で、公的不動産の利活用や公共事業への民間活力の導入等において効果を発揮するものと認識して

おります。
　指定管理者制度への導入事例といたしましては、最適な指定管理期間の設定や市民サービス向上等の取組など、当該施設の運用方法の見直しに活用されているケースがあります。
　本市では、これまで適正な制度の運用が図られていること、新規に指定管理者制度を導入する施設がなかったことなどから、これまでサウンディング型市場調査の実施には至っておりませんが、今後、指定管理者の応募がなかった場合や、管理手法の見直しを行う場合などには、必要に応じてサウンディング型市場調査の導入について検討してまいります。
　次は、交通安全指導について、交通安全指導員の配置についてでありますが、初めに、日の出大通のY字路における配置変更についての認識について申し上げます。
　当該箇所につきましては、これまで、千歳市PTA連合会や高台小学校PTA、地元町内会などから信号機の設置要望が出されており、本市が千歳警察署を通じて北海道公安委員会へ提出している交通規制等要望書において、毎年継続して要望を行っているところでありますが、現在までに信号機の設置には至っていない状況であります。
　市では、このような地元要望等を踏まえ、交通指導員を配置しており、現在の交通指導員の配置場所については、小学校側が活動場所を把握している千歳っ子見守り隊との配置のバランスを考慮しながら、小学校と協議を行った上で決定しているところであります。
　高台小学校におきましては、令和2年4月から10月までの間、交通指導員が欠員となっていたことから、その間は千歳っ子見守り隊の御協力により、当該箇所における見守り活動を行っておりましたが、令和2年11月、新たに交通指導員1名の配置が可能となったところであります。
　次に、交通指導員の立哨が週2回に決定した経緯、また、登校時の安全が担保できると考えた理由でありますが、高台小学校につきましては、他の交差点での交通安全指導や千歳っ子見守り隊の状況などを踏まえながら、学校と協議を行った結果、当該箇所への交通指導員の立哨を週2回とし、それ以外の日は千歳っ子見守り隊の御協力を得て、児童の登校時における安全確保に努めることとしております。
　なお、下校時の交通安全指導につきましては、交通指導員が配置された昭和43年当時と比較して、近年、全市的に信号機や横断歩道など、交通安全に関する設備等が一定程度確保されたものと捉え、交通指導員を配置している市内全小学校の了承の下、平成16年度で終了したところであります。
　次に、学校や保護者等との協議と周知方法についてでありますが、交通指導員に増減があった場合には、その都度、通学路を決定している各小学校に伝え、増減後における交通安全指導の立哨場所を調整しております。
　また、交通安全指導が必要とされる箇所については、毎年度、市と学校とで協議を行いながら決定しており、各学校を通じて保護者への通知がされているものと認識をしております。
　次に、交通指導員の配置が変更された他の地点についてでありますが、本市における交通指導員の定数につきましては23人以内と定めており、随時募集を行っておりますが、現在、各学校に配置している交通指導員は計17名であり、交通指導員の配置を希望する6校において不足して

いる状況となっております。
　このため、他の学校においても、交通指導員の配置が厳しい、難しい箇所につきましては、学校側と協議しながら、千歳っ子見守り隊を配置していただくなどの対応を行っております。
　日の出大通のY字路につきましては、千歳っ子見守り隊の御協力が得られている箇所ではありますが、引き続き交通指導員の募集を行い、適切な配置に努めてまいります。
　次に、交通公園の安全対策についてお答えいたします。
　初めに、ゴーカートコースの設計についてでありますが、交通安全教育施設、いわゆる交通公園は、令和元年度から令和3年度までの3か年において、再整備工事を行っているところであります。
　ゴーカートコースにつきましては、このたびの再整備により、コースの線形は変更しておりませんが、舗装面に雨水がたまることを防ぐ排水対策として、若干の勾配をつけているほか、日照確保のため、周辺の樹木を伐採したことにより、視覚的に高く感じられる場所が生じているものと、このように考えております。
　このことから、ゴーカートが安全に走行できるよう、のり面を増やして、なだらかに整地し、芝生を植え付けるなどの安全対策を講じております。
　また、これまでこの区間において、事故などにより、けがをした子供は確認しておりません。
　次に、交通公園の利用時の安全対策についてでありますが、今年度の整備におきましては、外周柵や施設案内板を更新する予定でありますことから、併せてヘルメットの着用など、利用上の注意事項について周知してまいります。
　次に、電動キックボードなどの園内の侵入防止についてでありますが、交通安全教育施設の道路につきましては、交通ルールやマナーを学ぶ模擬公道であり、電動キックボードなど、公道で使用を禁止されている遊具につきましては、施設内での使用はできないことから、そのことについてよく周知をしてまいります。
　次に、ゴーカートコースの安全策についてでありますが、ゴーカートコースにつきましては、自転車など、他の車両の使用を禁止していることから、ゴーカート専用のレーンであることを周知するとともに、施設内の利用に当たりましては、乳幼児や未就学児が利用する際は、必ず保護者がそばで安全を見守るなど、適切な利用を呼びかけてまいります。
　以上であります。
○山崎議長　暫時休憩します。

（午後2時07分休憩）

（午後2時07分再開）
○山崎議長　再開します。
◆12番北山議員　大変細かい丁寧な御答弁ありがとうございました。
　特に、1点目のワクチンの接種につきましては、本当に要望に沿って迅速に対応いただいたということを確認いたしまして、改めてお礼を申し上げます。

私のほうから、ちょっと確認させていただきたいこと、2点ございます。
1点目でございますが、先ほど指定管理者のところでお答えをいただいた見直しの部分でございますが、これまでも随時見直しを行い、配点の見直しですとか応募期間の延長ですとか、適切な対応を心がけているということで、適切な運用が図られていると認識されているという御答弁でございましたけれども、以前にも何度も申し上げているのですが、一番の問題点としては、1者しか応募がない状況が続いている、そういう状況です。
これが、どのようにこれまで、前回聞いた2年前の予算特別委員会のときから見直されてきたのか。要するに、その配点が見直されたり応募期間が見直されたことによって増えたのであれば、それがまさに功を奏したということになるわけですけれども、結果的に1者しか応募がないという状況は変わっていないと。
この点について、どういうふうに認識されているのかどうか、そこについての言及はなかったと思いますが、お尋ねをしたいと思います。
◎澤田総務部長　指定管理者制度の見直しについてでありますが、先ほど市長答弁もありましたように、これまで人件費の単価の見直しや指定期間の延長などで応募しやすい環境の見直しに努めてきたところであります。
実際として1者しか来ていないという状況が確かに続いております。これは、複数の応募者があることはもちろん好ましいことなのですけれども、その施設の性格によっては利用料金制度を採用していないところ、いわゆる民間事業者としてのその利益の部分が発揮しづらい、そういった施設もあります。
ただ、そういった施設につきましては、各応募者がそれぞれの社会貢献だとか高齢者の雇用の確保だとか、様々な面で応募していただいている状況があるところです。
今後、それらにつきまして、1者が例えば好ましくないので、見直して直営に戻すかということになりますと、今まで認められていた総合的な管理委託というのは、今はできないことになっています。直営に戻すとすると、例えば清掃なら清掃、受付なら受付、修繕なら修繕、別々に委託しなければなりません。それを総合的にやるとすれば、それは指定管理者制度と同様になるので、指定管理者制度を持ちなさいと、そういった法の仕組みになっていますので、なかなかどちらかという選択は難しい状況です。そうしたことから、これまで不断の見直しにおいて、応募者の拡大に努めてきたところであります。
以上でございます。
◆12番北山議員　あまり深々聞いてもあれなので、もう一点だけ、そこを確認しますけど、今後も応募者が増えるように、さらに新たな対策を取られていく御予定はございますか。
◎澤田総務部長　更新段階におきまして、もちろん検討は進めてまいります。
ちなみに、今年度の応募状況ですが、複数の施設において2者以上の応募があった事例もありますので、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。
◆12番北山議員　そちらのほうは、では、推移を見守らせていただきたいと思います。
もう一点、お願いいたします。

交通安全指導員の配置の部分。それで、3点目にお伺いした学校や保護者などとの協議、周知についてという手続の部分ですが、市長の御答弁では、指導員の配置状況について、見守り隊の配置状況なども勘案しながら学校側と協議の上、保護者へ通知しているものと認識しているというお答えでございましたけれども、そこのところの学校側との協議が済んでいるということについては理解したのですが、そこから先、きちんと保護者のほうにその学校側からその旨のお話が伝わって、そこがちゃんと理解をされているというところの確認については、ちゃんとされているのかどうか、教育委員会のほうからぜひお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎千田教育部長　お答えいたします。

いわゆる通学路の安全確認ですとか見守り隊、教育委員会で主に所管していますのは見守り隊でありますけれども、当然、交通安全指導員さんと協力しながら行っております。

これは、学校からの周知は、例えば年度の初めですとか、そういったときには、きちんと学校のほうからされているというふうに認識しております。

ただ、あと、都度、長期的に変わったときには、それぞれ学校の校長の判断で適切に周知されているとは思いますけれども、都度、例えばどのぐらいの期間だったらどうのということで、うちのほうで決めてやっているとかということはないのですけれども、そこは学校が一番現場を把握しておりますので、通行が多い箇所がなったらそれはきちんとやるだとか、ある程度、学校長の判断で対応しているというふうに認識しております。

あと一方、年間、見守り隊の方に集まっていただいて、研修ですとかいろいろな報告をしていただいておりますので、そういった中でも教育委員会としては把握していきたいというふうに考えております。

◆12番北山議員　見守り隊、私も見守り隊をやっておりますけれども、見守り隊も必ず毎日立てるとは限りません。自分に予定があるときには立たないケースもございます。必ずしもそこにいないということを前提にお考えいただいて、特に、今、子供の命に関わる部分でございますので、今のところ、本当にきちんと保護者の理解を得ているのかどうか改めて教育委員会のほうからも確認を取っていただきたいというふうにお願いをして、私のほうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山崎議長　これで、北山議員の一般質問を終わります。